

## 支給対象チェックリスト

申請書や添付書類を準備いただく前に、支援金の支給対象になるか、まずはご確認をお願いいたします。

○支給要件	
1. 再貸付終了等要件	
次の(イ)～(へ)のいずれかに該当する	※(イ)～(へ)いずれか
(イ) 社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付を受けていたが、本支援金の申請月の前月までに、最終借入月が到来している	
(ロ) 再貸付を受けており、申請月が再貸付の最終借入月である	
(ハ) 再貸付の申請をしたが、不決定(不承認)になった	
(ニ) 再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、再貸付の申請ができなかった	
(ホ) 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付をいずれも受けていたが、申請月の前月までに、最終借入月が到来している(再貸付を申請又は利用中の場合を除く)	
(ヘ) 緊急小口資金及び初回貸付をいずれも受けており、申請月が最終借入月である(再貸付を申請又は利用中の場合を除く)	
2. 生計維持要件	
申請者が、世帯の生計を主として維持している	
3. 収入要件	
申請月の世帯収入(※注1)が、下記の「(表1)収入要件」の額以下である	
4. 資産要件	
申請時の世帯の預貯金及び現金の合計額が、下記の「(表2)資産要件」の額以下である	
5. 求職活動等要件	
次の(イ)、(ロ)どちらかに該当する	※(イ)(ロ)どちらか
(イ) 公共職業安定所(ハローワーク) <b>又は</b> 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、常用就職を目指して、以下の求職活動を行う	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回以上、自立相談支援機関の支援を受ける</li> <li>・月2回以上、ハローワーク又は上記の窓口で職業相談を受ける</li> <li>・原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     申請時は、(イ)の求職申込みをして、申請書(様式1-1)の⑤-1か⑤-2に記載。支援金の支給が決定した後は、左記の活動が必要です。                 </div>
(ロ) 生活保護を申請しているが、まだ生活保護の受給を開始していない	
6. その他	
申請月において、職業訓練受講給付金を受給していない	
申請月において、生活保護を受給していない(申請して決定を待っている状態である場合は可)(※注2)	
偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていない	
暴力団員でない	

(表1) 収入要件

世帯員数	収入合計額
1人	12万円
2人	17万3千円
3人	21万9千円
4人	26万1千円
5人	30万2千円
6人	34万7千円
7人	39万円
8人	42万6千円
9人	46万3千円
10人	49万9千円

(表2) 資産要件

世帯員数	預貯金と現金の合計額
1人	50万4千円
2人	78万円
3人以上	100万円

(※注1)

・給与収入(社会保険料天引き前の総支給額－交通費支給額)、事業収入(経費を差し引いた後の額)や、年金・手当・仕送り等の世帯収入の合計  
 ・手当、年金等、複数月の分が一括で支給される給付は、月額で計算します。

(※注2)

・この支援金と生活保護費を二重に受給することは出来ません。支援金の申請後に生活保護の受給が決定した場合は、福祉事務所と協議の上、調整を行います。